

○久下政府委員 各保険ごとに被保険者、事業主及び中立の立場におられる方に二人ずつお願ひしておりますので、お話を通り現在では六人であります。日雇労働者健康保険法ができますると、少くとも各界からそれに一名くらいずつはお願いしなければなるまいと考えておるのであります。現在の運用は、各種保険につきましていろいろくわな内容についての審査請求がござります。これを受付順に処理をしていただいているのでございます。その関係上、審査会を開きます際には、少くとも各保険について一名の各界代表の方のおいをいただく。つまり言いかえますと、経費現在十八名であります。が、十八名の半分の九名の方の御参加をいただからないと開催ができないなどといふような扱い方をしております。

○長谷川(保)委員 その点をもつと簡単に申して、今日の三者構成の線を維持して行くことはできないであろうか、御意見を伺います。

○久下政府委員 この点につきましては、実はおそらく具体的には、各保険をばらくにして、別々の審査会にしたらどうかといふお話であらうかと存じます。ところが、事のいきさつは、審査会の整理の関係上一本になつたので、過去においてはそういうことがあります。たつたようであります。しかし実際に運用してみますと、またその他の面におきましても、船員保険と厚生年金保険と、健康保険、これはうらはらになる関係がありまつたり、あるいは船員保険と健康保険とは全然同じように解釈しなければならないようなものが相当ございます。従いまして、それら一關係の委員の方々に審議に参画をしてい

○畠谷川(保、委員) 私どもがこの制訂の改正でおそれますことは、申すまでもなく、民主化しましたあらゆる制度が、民主主義がうるさいものでありますから、とかくまた官僚的な機構にて行くといふところが社会の各方面にござります。そなたしますことが一面能率的のようでありますけれども、やはりそこで官僚の権力が大きくなりまして、かつてわれ／＼の国が牛馬敗いたしましたような失敗を繰返すのをなしとしないのであります。われは、めんどうではありますけれども、民主主義的な態勢をあくまで守つて行かなければならぬと思うのであります。今回この改正案にいたしましても、われ／＼それを非常におそれておるわけであります。こうしたことになつて、常勤の審査会の三人の委員でもつて構成されることになつておりますと、この前の委員会で柳田委員が辛辣な質問をなさつたよより、その委員でもつて構成されることになつておるわけであります。ほんとうに考えておるわけであります。ほんとうに被保険者の立場に立つて発言してくられるのは、やはり被保険者代表委員がいなければならぬ、こう考えると、うに被保険者の立場に立つて発言してくられるのは、やはり被保険者代表委員がいなければならぬ、こう考えるわけであります。この前の委員会で、局長はその三者構成の道でもなく、今度の常任委員の線でも、被保険者の立場に立つた発言ができるないわけではないといふようなお答えもあつたがと思いますが、その三人の常任委員が、全体として公平な議ができる、こう思いまして、私どもしては先ほど申し上げたように運営をしておる次第でございます。

て、それなく事業主なり被保險者のために弁護的な意見を述べることがができるとするし、また必要があれば証人の聴聞、証拠調べ、その他必要な要求もできるような権限が与えられております。そういうことによつて審議の過程におきまして、今お話を通りのことが実現できると考えておるのであります。さらにそのほかに、法文の上には現われておりますんけれども、すでに私どもは社会保険審議会の席上で関係の皆様の委員の方にお約束をしたことあります。それはこの前申し上げました通り、三人の常任委員にどういう人を選ぶかということについては、この機関の管理をいたします厚生大臣が一応お世話をすることになろうと思ひますが、その際におきましては、厚生大臣は、内閣総理大臣に推薦をいたします前に、あらかじめ利益代表委員である労使双方の方々の御同意を得るといふことをお約束いたしておるのであります。そうすることによりまして、私どもは今お話になりました実質的な目的は十分達せられる。一方におきまして、先ほど申し上げておりますことに関連する審議の能率化、あるいは公正といふことをも保たれますので、私どもは、それによつてこの制度は実質的にはお話をのよくなつておると考えておるのであります。

人はどうだらうといつて相談をして、この人よりこの人がいいといふよくなことになつたら、その人を厚生大臣がとる場合があらうと思います。従いまして実際問題として話しのことになりまますので、少くとも利益代表委員の方々が全面的に反対するような方を推薦する意思はないのです。

○長谷川(保)委員 そこが問題のかなめであろうと思うのであります。その点が明確になりませんと、どうもこの改正案は難点が出て来ると思うでござります。いずれにいたしましても、この審査会の新しい方式に対しましては、事業主側も労働者側も、どうも反対をしているようでありまして、その諸君の申しますように、結局事業者側あるいは労働者側の利益よりも、厚生省の意図、すなわち露骨に申しますれば、保険財政の観点からいたしましてとかく事が処理されるようになるであらう、そいついたしますと、今の単なるオブザーバー的な、それに少し毛のはえた程度の利益代表の参画というような程度では、被保険者の利益を十分に守ることはできない、こういうふうに考えられるわけであります。この事業者側の反対あるいは労働者側の反対、総評の福祉政策部におきましては、これに対しまして相当強く反対の意図を表明しておりますが、こういう反対や、あるいは社会保障制度審議会の勧告の中になりますと、三者構成の意図、これは厚生省は誤解でやられたかかるいは意識的になさつたかどうかわかりませんけれども、社会保障制度審議会がいたしました勧告の線を、その意図通りにはとらないで、逆にとりましてこれを進めていられるようであ

う一度考え方を直すことが必要だと思うのであります。社会保障制度審議会の勧告を決して正当にとつておらぬ会保障制度審議会の勧告を無視いたしましてこれを進めて行くということは、どうも無理があると思うのでありますけれども、それについてもう一ぺんこれを慎重に考えてはどうか。こう思うのであります。当局の御意見をお聞きいたしました。

○久下政府委員 ただいま社会保険制度審議会の意見に関連してのお尋ねでござります。その前に申し上げておきたいと思ひますことは、法律による社会保険審議会の審議なり答申の内容であります。確かに社会保険審議会におきましては、この制度につきましては、労使双方から相当活発な意見があつたことは事実でございますが、私どもの立場といたしましても、この審議に応じまして御意見を入れて、当初の原案を相當に修正をいたしまして、大体においてごらんのように答申案の内容としては原則的に御了解をいたいたのでござります。社会保障制度審議会におきましては、まずただいまのお話に触れておる内容としては、当初の社会保険制度審議会の勧告を今度の答申に範囲に実施をされますときのことを予想しての答申とも考えられます。従いましてそれべくこの種の制度につきましては、実情に応じて被保険者の利益保護に遺憾のないようにする必要があ

ると考えた次第でござりますが、法案そのものを審議をいただきましては、その間の社会保障制度審議会におきましては、お話をのように言葉がちよつとあいまいでありますけれども、私自身は、お話をいたしまして、このや審議会に出席をいたしまして、このやつについての御説明を申し上げ、あるいはいろいろ御質問にお答えをしてしまつたのであります。そのときの事実としては、私は決して審議会の意見を曲げてとつてゐるとは思わないのですが、それで、これは必ずしも反対であります。ただ、の勧告の方針にも反する点があるので、考えてくれとこうことをしまして、これは必ずしも反対であります。たゞ、社会保険審議会あるいは社会保障制度審議会の両者の御意見に私はましましておらないのであります。いまして社会保険審議会あるいは社会保障制度審議会の両者の御意見に私は反してやつてゐるつもりはないのです。

表によつてそこに守つてあるうど、な
ことがで能るわけでござりますけれど
も、これに對しまして船員保険の被保
険者だけがそういうことでない制度
中に入つてしまふ。これは見解の相違
で、いろ／＼考へ方が違いまようは
れども、私どもの考へ方からいたし
けられると、三者構成の練が少くとも薄
いて行つてしまふ、そうすると船員保険
被保険者だけがそういう不利な状態に
立つと思ふ。この陸上の労働者諸君と
海上の労働者諸君とのこの不つり合ひ
はどういうふうに考へられますか。
○久下政府委員 審査の内容と申します
ことは、申すまでもなく事実の認定と
法律の解釈といふ問題でございま
す。ことに法律の解釈、運用が最も審
査会として重視されなければならぬ
問題でございまして、この点について
私は、今度提案申し上げてゐる制度
よつて、被保険者の利益を不当に制限
をされる懸念は手頭ないと思つてゐる
のでござります。一見確かにお話をよ
うに感ぜられる点がないとも言えないと
思ひますけれども、先ほど来申し上
げておりますように、利益代表委員會
員が実質的な権限を持つて審議に參画
してゐるよろしい、さらに専任の審査委
員に対しましてはあらかじめ同意を乞
えてゐるといふ一つの心理的な意味合
いもあるわけであります。さような
点から考へまして、私は陸上の労働者
と船員とを両方比較いたしまして、そ
の利益保険に欠けるところがあるとは
いいたしますが、私ども考へを一
毛頭考へておらないのでござります。
○長谷川(保)委員 今日の厚生省の役
人の諸君は、非常に進歩的な諸君が多
いのであります。私ども考へを一
にいたしますが非常に多く、進

歩的な政策の立案に絶えず努力しておられることがあります。されば、喜んでいるのでござりますけれども、しかしいつも厚生省の進歩的な考え方があるのが、大蔵省の諸君によつて絶えず押しつけられてしまつてゐる。そうして、なかなかくまづ国の財政あるいは保険財政の本的権利であります憲法第二十五条の保障するような線がいつもあとにかれてしまつておる。そして、ない袖振れぬといふような、結局ずいぶんつた考え方になつてしまふことは非常に残念に思つて次第であります。そういうわけで私は、この改正につきましては、結果をういう結果になつて、被保者利益をます守るということよりも、この改正によつて速に保険財政、しわくちやになつてしまふといふ線が出て来ることを非常におそれるものであります。このことにつきましては私はなお十分考慮する必要があると考えるのであります。きょうの質問はこれで終ります。

この点で法制局の方はどういう御見を持つておるのか、一応伺つておたいと思ひます。

○**林政府委員** お答え申し上げます。何人以上とか何箇月以上とか、何円以上といふ言葉の使い方であります。これはあるいは昔からの法制局の一とよがりの使い方かもしれないのですが、これが、何人以上あるいは何箇月以上といふ言葉は、たとえばこの一人以上といふ言葉は、一人を含むといふ考え方で、以上といふ言葉をすべて使つておるわけであります。たとえば何円以上といふ場合にはその何万円を含んでその言葉を使つておるわけであります。ここでちょっととすぐ引用はできませんけれども、その一人を含まないといふ使い方をいたします場合には、一人を越えるとか、越えるといふ言葉を法制上は使っておるわけであります。たとえば何円以上といふ法律技術から申せば、一人以上といふ場合は必ず一人を含んでおるといふ使い方で実はやつておるわけです。以下といふ場合にももちろんその人間を含む。以上、以下といふ言葉は、そこで使つております数を含んだ意味に使つて今までやつておるわけであります。あるいは多少一人よがりの使い方であるかもしませんけれども、これはずつと明治時代から法律はすべてそういう意味で使つておるのでありますから、御了承願いたいと思ひます。

い。特に審査官は三人しかおらない。この者が一人では開けない、こういうことになると思うので、そういう多数の場合でなく、ごく少数の場合、これは法律の慣用語かしれませんけれども、私どもはこれはふに落ちない点があるのです。このことでもう一つはそれに引続いて、同じことでその第二項になつております「審査会の議事は、委員長及び委員の過半数をもつて決する」。こう書いてござりますが、そうするとこの「過半数」ということだけ一人でもやはり過半数でしょうか。

○林政府委員 この第二項は、議事は過半数によつて決するということを書いておるわけございまして、御承知のようだこの委員会は委員長一人と委員二人であります。従いましてこの第二項で委員長及び委員の過半数と申します場合は、委員長一名と委員二人、合計三人の過半数という意味で二人の賛成がなければいけない。この議事を聞く定足数は二人の出席でもあります。委員長及び一人以上の委員が出ればそれで足りることになつておりますが、その二人出た場合には、議決は必ず二人の同意がなければいけない。さういう意味で、二人しか出なかつた場合に一対一では議決はできないといふのでこの第二項は置いてあるのであります。これは出席者の人数にかかるわざ、全体の委員及び委員長の数の過半数、従つて二人の同意がなければいけない。こういう趣旨で書いてあるわけでもございます。

○杉山委員 法律的な解釈は専門家におまかせしておきますが、今お伺いしたところによると、從前からお尋ねし

ておりますように、最後の決定であるので、やはり非常にむずかしい事案になつておると思う。そういうものを決定いたしますのに、委員長と審査委員の二人で決定するといふことになります。二人で決定するといふふうにいたしました。先ほどから同僚委員が強く申し述べておりますように、どうも三者代表の意図が反映しない危険性がある。そういう意味から申しても、私はこの前申し上げたように、委員の数は少い。やはり利益代表の出るような数にまで持つて行かなければいけないのでないか。そういう点で、はたして今言つようか。

○林政府委員 この第二項は、議事は過半数によつて決するということを書いておるわけございまして、御承知のようだこの委員会は委員長一人と委員二人であります。従いましてこの第二項で委員長及び委員の過半数と申します場合は、委員長一名と委員二人、合計三人の過半数という意味で二人の賛成がなければいけない。この議事を聞く定足数は二人の出席でもあります。委員長及び一人以上の委員が出ればそれで足りることになつておりますが、その二人出た場合には、議決は必ず二人の同意がなければいけない。さういう意味で、二人しか出なかつた場合に一対一では議決はできないといふのでこの第二項は置いてあるのであります。これは出席者の人数にかかるわざ、全体の委員及び委員長の数の過半数、従つて二人の同意がなければいけない。こういう趣旨で書いてあるわけでもございます。

○久下政府委員 私からお答え申し上げます。大体まだ具体的なところまできめておらぬのであります。三人の審査委員は、委員長を始め具体的には多數の請求事件をそれ／＼分担することになります。大体まだ具体的なところまで

手當金を出すといふのは一般的の例であります。この点につきましては、私どもとしては異存のないところであります。ただ問題は、それを実際問題としておるわけでございまして、私どもとては、特別な例外の場合を除きましては、議論が沸騰して二人だけでは決定がつかないということは非常にまれであります。また同時に反面において三人の審査会でありますので、原則としては三人出るのが当然でございまして、それが出られないということは、何か特殊な事情がある場合に限られます。その特殊な事情が長期間にわたるようなことでありますれば、当然これは二十四条の規定に基きまして、審査会の決議によりましてその方にやめていただいて、新しい方を任命するというような手続が行われるだけではありません。そこで、もう一度政府の方の御見解を伺いたいと思います。

○久下政府委員 私からお答え申し上げます。大体まだ具体的なところまできめておらぬのであります。三人の審査委員は、委員長を始め具体的には多數の請求事件をそれ／＼分担することになります。大体まだ具体的なところまできめておらぬのであります。三人の審査委員は、委員長を始め具体的には多數の請求事件をそれ／＼分担することになります。大体まだ具体的なところまで

に、主任の審査官である者が一人で自分で判断だけでやつては困るので、少くとも他の一人の審査委員によく事情を説明して、その同意があつた場合にのみ採決ができるといふふうにいたしました。先ほどから同僚委員が強く申し述べておりますように、どうも三者代表の意図が反映しない危険性がある。そういう意味から申しても、私はこの前申し上げたように、委員の数は少い。やはり利益代表の出るような数にまで持つて行かなければいけないのでないか。そういう点で、はたして今言つようか。

○久下政府委員 私からお答え申し上げます。質疑の途上で厚生大臣並びに労働大臣が出席した場合には質疑を中止して、他の委員の方に質疑を続行させていただきます。八木一男君。

○八木一男君 厚生省の政府委員の方に伺います。政府提出の日雇労働者健康保険法の理由には「日雇労働者は、就労浮動、低賃金等のため、ついに生活基盤が不安定であり、傷病によつて直ちに深刻な困難におちいることが多い現状にかんがみ、これに健康保険制度を創設して、療養の給付及び家族療養費の支給を行つ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」ござります通り、日雇労働者は非常に急速に仕事を運ぼうとしたことが、はやむを得ないのだ、もう一人出て来るまで待つのだ、こういうことに相なるのでありますか。そうすればせつかり迅速に仕事を運ぼうとしたことが、はやむを得ないのだ、もう一人出て来るまで待つのだ、こういうことに相なるのでありますか。そうすればせつかり

○杉山委員 お話を伺つても私の疑問は解けません。やはりそれによつてはなんとうにこの被保険者なり、そういう利益代表の十分なる審査ができるかどうか、こういう疑問を持つておるわけなんです。以上で私のこの点についての質問は終ります。

○小島委員長 他にございませんか。——なければ次に移ります。ただ皆さんにお詫びいたしました。たゞいいたしました。また利益代表の委員の方々の御意見も伺つて、それらを重要な参考として意思決定するといふことになるだろうと思ひますが、その場合に

○久下政府委員 健康保険制度の建前案が通つてゐるからその点で非常に困

に就労できないような場合には、傷病手当金を出すといふのは一般的の例であります。この点につきましては、私どもとしては異存のないところであります。ただ問題は、それを実際問題としてどの程度までやるかといふことが問題でございまして、これは一に保険財政にかかるわけでござります。私他の委員の方に申し上げましては、今度三年に給付の期間を延長する案を提案します。それが出られないといふことは、何か特殊な事情がある場合に限られます。その特殊な事情が長期間にわたるようなことでありますれば、当然これは二十四条の規定に基きまして、審査会の決議によりましてその方にやめていただいて、新しい方を任命するというような手続が行われるだけではありません。そこで、もう一度政府の方の御見解を伺いたいと思います。

○久下政府委員 健康保険制度の建前案が通つてゐるからその点で非常に困

難である。そのため政府案に賛成するといふ討論があつたわけでありまます。また十五特別国会に入つてからの予算委員会におきまして、ここに厚生大臣がおられます。厚生大臣並びに大蔵大臣に対しまして、私からこの問題についていろいろ御質問申し上げ、大蔵大臣も十分にこの問題は考慮するという御返答があつたわけございまが、それがこの元の原案で出て参りましたことにつきましては、厚生省当局のこの問題の解決にあたる熱意、努力が不十分である。また政府自体も、大蔵省のこの問題に対する理解が少かつたと考えられるわけでございます。この問題の質疑は後に繰り返させていただきましたと存じますが、厚生省当局の保険すべてに対する格段の御熱意の必要があるといふことを強調いたしまして、一応質疑を打ち切ります。

○小島委員長 ただいま厚生大臣が出

席されましたので、両案のほか本日の日程を全部議題として、大臣に対する発言を順次許可いたします。

ただいま大臣より九州地方水害視察につき報告したいとの申出がありますので、まずこれを許します。厚生大臣。

○山縣國務大臣 私はちょうどこの前

の委員会に出席いたしまして、その日

の飛行機で九州地区の水害地の視察、並びに現地におきます対策等の確立に對して参りました。一昨日帰つて参つた

のであります。その間国会開会中であ

りますので、そろ長期間にわたつて現

地に滞在ができなかつたのであります

が、できるだけその間に災害各地を現

地に視察いたしまして、厚生省所管の

ことを中心いたしまして、できるだけ

応急対策の確立に遺憾なきを期しました。

私はたしか二日でございましたか着きま

して、すぐに現地の対策本部におい

て、各関係官から被害状況等を聞き、

その後連日飛行機、ヘリコプター、自

動車あるいは徒步によつて、大体灾害

の各地を見て参りました。ただ滞在し

ましたのが中三日であります。その

間長崎とそれから大分県は、私は参りましたが、それから熊本は泥害、それか

ら佐賀県は長期の滯水、長崎県は山す

べり、地すべり、こういうふうにおの

おまた大分地区は日田地区の途中まで

参りましたが、何分にも大分地区その

他の飛行場の設備がありません。(リ

コブターあるいは小型機で参りました

ので、風速を観て参り着陸すること

が危険だといふバイロットの申出によ

つて、長崎及び大分の両県は現地に参

りません。その県下の一部を機上から

視察いたしましたが現地には参つてお

りません。しかし福岡、佐賀、熊本、

山口等には現地について視察いたした

よくな次第でござります。時間もあり

ます。翌日から保安隊がいわゆる締切り工事

に当つておるよくな状態であります。

ほかにもいろいろござりますが、

建設関係の御報告は、他の機会に報告

がござりますから省略します。できる

だけ厚生省所管のことについて申し上

げたいと存じます。

なおこの点は皆さん御承知の通り、

新聞紙等において御承知だと思います

が、今回の災害の特殊な点は降雨量が

多かつた、総量においても密度において

わかつて來たといふような状態であります。

が、とにかく災害は相当にひどく、

ことに大分県の日田地区のことときは、

連絡等の不十分のために、私が帰り

地の本部においては十日で延ばしまし

た。熊本のことはあとで申し上げても

いいのであります。たとえばこの災害救助法で一番

が、たき出しは一応六日間といふこと

になつておりますが、これは福岡の現

地の本部においては十日で延ばしまし

た。熊本のことはあとで申し上げても

いいのであります。私はかつて阪神地方の風

水害を知つております。あの際にも泥

害は相当甚大なものであります。

今回の熊本におきます泥害は、新聞に

ありました通り、阿蘇山のいわゆる

ことを中心いたしまして、できるだけ

いたしまして、

それから門司検疫所は、ああいう地域的な関係で、地すべりで相当の被害を受け、そのうち職員一名、家族二名が死亡いたしております。但し入院患者につきましては、今回は幸いにして死傷はありませんでしたので、この点は不幸中の幸いと思つておるのであります。

な社会保険関係の施設につきましては、久留米の社会保険出張所、並びに社会保険久留米第一病院、これは浸水を相当受け相当の被害がありました。今回は久留米は相当被害が多いのです。たるところにありますから、相当の浸ります筑後川が氾濫いたしまして、久留米市は、ちょうど三角形の底辺にあります。たとえば、水があつたのであります。たとえば、久留米医大に参りましたが、これは二階も、相当な泥を排除はいたしております。ちまたが、相當いたんであります。ちょうど私が着きました日に、相当飛行機が遅くなりました。久留米医大の婦長といいう人がやつて来まして、自分は六百人ほど屋根の上に患者を上げて避難させたといふなことを、もちろん着のみ着のままで来て私に報告いたしておつたようなこともありました。が、そういうふうなことで、大体入院患者等には被害はありませんで、今申し上げましたような程度の施設の被害がありました。

し、あるいは被服、生活必需品、学用品、仮設住宅の設置、生業資金の貸与、医療、助産、こうじょうぶつなどにつきましては、大体先ほど申したとおりに、いずれも五割ないし十割を引上げ、そうしてその場合に、中央からはケア物資でありますとか、C A C 物資でありますとか、あるいは政府の備蓄いたしておりましたものを持つて行くとか、その他緊急の物資につきましては、現在におきましては問題はないと思います。博多において今米のやみふれが多少上つておりますが、それ以外の衣料等の価格は上つております。救援物資等の配給等につきましては、いろいろ数字もござりますが、時間がございませんから省略いたします。

それから救護につきましては、今日は保安隊が、私が帰りますときで七三百人ほどおりました。この保安隊は、あの当初において人命救助あるいは救援物資等の配給に相当努力をいたしましたが、そのほかにも日本赤十字社あるいはその他の市町村、ことに救護班をつくりましては、国立病院、医師会、保健所なんかが救護班をつくりまして救護に当りました。大体五十二班各県にわたりつけておりました。

それから防疫でありますが、これはあの災害が起りましてすぐに安田社会局長を送りますとともに、防疫官を中心からも派遣いたしました。なおまた大蔵省伝染病予防法に基いて、厚生大臣命令でもつて関係各県に救護班の派遣を命令しました。あるいは器材等につきましては、水が不足いたしましたので、漁船等は各府県から送りますとか、あるいは保安隊から借りりますとか、あるいは駐留軍から借りますとか、これらにつきましては、大体先ほど申したと

貢の上は、當時はカルキ等による水道の汚染が非常に多く、その手配には遺漏はありません。同時に厚生大臣において伝染病予防法に基いて地域の指定をいたしました。それから予算的の措置であります。が、御承知の法定伝染病予防に関する予算はたしか七億千六百万円本年度予算に計上いたしておりますが、これはいつも年度末清算払いでありますするから、今回のような災害にあたつては、問題もありますので、この該算払いをとりあげず七月一日にいたしまして、四千四百万円を電送いたし、今各関係の自治団体に配付をいたしております。

それからただいま申しました防疫対策のうちで、現在一番大事である給水でありまするが、これに対しては濁水器を、たとえば保安隊あるいは各府県、あるいは駐留軍等から借用いたしまして、今二十七台活動いたしております。私が佐賀県の嘉瀬村に参りました際に、保安隊の濁水器が非常に活動いたしまして、濁水におおわれて井戸水もない村民が非常に感謝をしている現場を見ております。なお井戸水に対しては、クロール・カルキ等、大体必要なものの入手ができましたので、これによつて井戸水の消毒をいたし、あるいは水道の水に対し消毒用の塩素等を多少増量いたしまして、防疫に当つております。

それから後はど申し上げたいと思つたのですが、ついでに申し上げます

議を開きまして、防疫対策の強化をいたすことにして、大野本部長と相談いたしまして、今後対策本部としては、その下部機構として一番充実すべきは防疫対策であるから、むしろ防疫対策本部といふようなものを置いて、予防あるいは治療、あるいは器材、薬品等の配置、整備、これらに対して遺憾のないようにならうかにいたしたいと思つております。もちろん今後伝染病に対する危険等はござりますけれども、現在においてはこの赤痢が統計的に見ましてもふと見ておりませんのは、幸いにして集団地域、たとえば避難いたところとか、集団地域には赤痢があまり起つてないなどということ、それから治療対策といましまして、たとえば下痢をいたしますと、從来はますもつて検便をして、しかる後に厚生の指導を貰えておりましたが、今回は下痢等の懸念がありますれば先に厚生物資を貰えてますもつて伝染を断つて、かかる後に検便をするというような措置をとつております。大体さうな際には一人当たり一・五グラム、千円ほどかかるそうであります。が、そういうような措置をとつて、多少予算はかかりますけれども、これによつて予防上相当の裨益をいたしております。

その翌日、向うは飛行場がありませんので、ヘリコプターに乗つて参りました。大学の責任者、県、市の責任者、なお防疫官立会いの上で検査をいたしましたところが、その細菌の管は約二百本ございまして、それは綿棒でもつて封蠟をいたしておりました。点検の結果一本も破損をいたしておりませんことが確認されました。なお培養中であります。しかし久留米地区は相当被害がありました。が、の中には水が入つております。せんから、これまで流出をしていないということを確認いたしたのであります。しかし久留米地区は相当被害がありますので、そういうことを別個に飛行機上からDDT等を散布するというような措置もとつておりますが、そういうようなことが誤り伝えられて、細菌に対する相当のデマが飛びました。が、これは対策本部からさような懸念はないといふことを発表いたしました。その後はおちついているはずであります。

な泥炭の排除に対して予算措置がとれませんので、これに対し何らかの方策によつて予算措置をとるといふ問題、あるいは今回の災害にかんがみまして、将来防疫用資材とか、器具とか、あるいは薬品とか、あるいは災害救助法の対象になるべき衣料とか、そういうようなものの備蓄配置に対して、要素から相当考え方があるであろうといふようないろ／＼な問題点がございまするが、大体さよくなことで、一応現地における対策本部の仕事といひたまして、厚生省所管の災害救助法、あるいはまた防疫対策に関しましては、大体基本的なことは方針を確立して、その方針のもとに今各都道府県知事あるいはまた市町村長が責任を持つて当つているような次第であります。

うような問題があります。たとえば今回
の水害によつて、生活保護の対象にな
る人もたくさんふえるだろう。そういう
う際にはこれは義務費でありますか
ら、生活保護の対象になる人がふえ
ば、これは義務費としていたのですが
りますが、一応予算の配分等につきまし
ては、やはりそういうものに対しても
考慮するといふよくな、これは民生委
員の会議でございましたが、それと同
じような問題であらうと思うのであり
ます。これは十分考慮いたしてみたい
と思つております。

方々の遺族に対する問題でございま
れました国民義勇隊の隊員、これら
の多いといふことも存じております。
しかしながら当時、船員保険法におき
ましては、ひとりC船員ばかりでなく、
他のA船員B船員に対しましても、同
じような国家的な措置がとられまして、
当時は多額の年金が支給せられたので
あります。これらのA船員B船員にお
きましても、C船員だけに年金弔慰金が
出ることにつきまして、相當な疑惑を
持つと思うのであります。大体考え方
のに、その他の徴用工にしまして
も、勤員学徒にいたしましても、当時
の国家の強制力によつて國に召し出さ
れたものであります。されば元來から
申しますれば、國家といたしましては、
これらの人々に対しても傷痍、疾病
あるいは死没について恩給と同様な規
定をつくるべきであつたと思うのであ
ります。しかるに敗戦の直前のことで
もありますし、それらの方法が尽され
ないうちに敗戦に入りいたしてしまつ
たと思うのであります。元來ならばこ
れらの人々に対しましても、相当な國
家の國家補償が行われるべきである
と存するのであります。これらの点に
つきまして大臣は相当なお考えがある
と思うのでありますが、そのお考えを
お聞かせ願いたいと思います。

従来においてすでにじごく船員と同様な待遇をいたしておるのでありますから、この問題は、それ以外のものがあります。しかし、これはたいていごく少數であり、危険の程度も高い、ことに元の船主との間に雇用関係を持つております。それでも、これは他のいわゆる戦争犠牲者との関係を見ましても、今はじごく船員に対する援護を差延べることによつて、一応万全を期し得るのではないか、かように考えております。

動員学徒につきましても、これもたびたび申し上げておるのでござりますが、これは国家総動員法に基く例の学徒挺身隊でありますか、学徒勤労令でありますか、女子挺身勤労令等によつてやつておる。これに対しましては、業務上公務障害等に当りますものに対しては、これは援護をいたしておる。その他のもの、これは多数の国民がやはり従用されたのでありますて、これに対しましては、同様の危険と同様の戦争犠牲を多くの国民が受けけておるのありますから、そこまで行きますことは、いろいろな均衡の問題等から見ましてはなはだ考えることが多いかと思うのであります。従つて従来総動員法に基づく、たとえは学徒、女子挺身隊あるいはそれに準ずるものに対しましては、従来適当の援護の手を差延べておりますから、一応政府といいたしましては、この程度でよろしいとは申し上げませんが、均衡の関係、その他からしまして、最もこの程度で一応進みたい、かように考えておるのであります。

○中川(俊)委員 開連して、私は一点だけですが、今C船員を入れることになつて、法文を改正させたことについて、私は非常に喜んでおるのでですが、

ここに、例の徴用航空員があの当時死した。つまりあの当時日本から朝鮮の方へ陸海軍の人が行きます場合に、航空機を徴用してやつておつたが、それで犠牲になつて死んだ。このケースはごくわずかです。いくらもないのですが、私は知つておりますのは、二十年の終戦直前だつたと思うのですが、當時朝鮮總督府をしておりました阿部大將の関係で、佐官級の人その他十人ばかりを積んで行く途中に飛行機が行方不明になつたことがある。あとだんだん調べますと、鳥取県から島根県の山中に墜落して全員死んでおつた。この徴用航空員に対する援護規定が今のところではないようと思ひますがどうですか。もしなければこれはぜひ入れてもらわなければならぬのです。ちゃんとその点を……。

員令で徵用されましした者で、不幸にして結核で倒れた、これが公務死になつておらぬ。ところがあの当時の状況といふものは、非常な悪い環境と悪い食事と、そして過労である。当然私はその中の大部分の者は公務死と考えていよいと思いますが、この点今日ずいぶん問題が残つていると思うのですが、いかがですか。

今長谷川先生のお話にもあります。が、一応結核は公務傷害になります。しかしこれはどうも結核をそのうちに入れますと、どの程度までいわゆる戦傷病の原因になつておるかといふ判断もなかなかむずかしいことであつた。個々的には確かに判断できるものも多いことでありまして、うれども、結構等においては、あるいはそういうことがなくとも、結核病死といふことがあるかもしれません。そういうことになると、これは御意見として承つて、われも今後こういう問題を考えますときの重要な問題として頭には置きますけれども、今それをどうするかということに対しましてははなはだ遺憾なことがあります。しかし、がら一応何とも言ひかねます。しかし、今後こういう問題はたくさんございまして、学徒動員に関するものもさうないことに対しましては、それは何ともいたしかねる、今後考慮すべきところには一応そういう問題は重要な問題として考慮いたすという程度であります。

けれども、C船員を入れるということはせらば、それと同じケースなんですから、これをぜひ研究してみてください。

○山縣國務大臣 今中川先生のお話まつたく同じように考えるのでありますて、たとえば満州等におきまして、いわゆる戦時災害、公務傷害、こうじゅうようないろ／＼基準がありますが、満州において実際戦争行為によつて死んだのではないけれども、事実においてはそれ以上の事情によつて死んだ人も非常に多い。しかしそれが一応の法の建設としては入らないといふこともあります。これは実は具体的はいろ／＼陳情がありまして、何とかそういうものを、たとえば公務傷害と準ずるといいますか、同じ考え方で行かないかといふ点は、私どもも研究をさしております。重要なことであると思いますから、これは決して通り一ぺんの御答弁をするであらずして、今後よく研究をいたします。

○小島委員長 青柳一郎君。

○青柳委員 大臣は船員に関する知識を十分持つておられると思いますから、ただいまの御答弁の中で、C船員については今回軍人同様の取扱いをすることによって解決する、從前から援護をされておつた甲乙船員についてもなおお考えなければならぬが、從来通りでよいというお話をあつたのであります。そういうふうに一線を画されると非常に自信を持つておられますから、この点につきましては、大臣の方が私より専門家でございますので、これ以上は申し上げません。ただ死亡率のことも申されましたが、実は満州の原野で勤ひたあの若く海軍少尉、これ

などの死亡率は非常に大きないのであります。死亡率のみをもつてして、どこで線を引くかということを判断することは、私はどうもはつきりしない点があるのじやないかと思います。私の先ほど質問の中に入れました意見をお聞きおきを願いたい。それはあの戦争のときおきを願いたい。それはあの戦争の當時国家経済員法に準ずる勅令によつたものもあります。さらにまた戦争の最後の場面におきましては、閣議決定のみをもつて強力な召集を行つた。たとえば国民義勇軍、そういうものもあるのであります。そういうふうなすべて國家の権力でびつぱり出された方々で、なくなつた人の遺族については、国は恩給法というがごときものを当然制定すべきである。それが戦争の最後の時分であつて、そのひまがなかつたのであるが、国としてはそういう措置をとるべきだつたのであるとどうしても思えるのであります。そういう点につきましての私の意見と、もう一つは、ただいまの御答弁の中にございましたが、戦時災害はたくさんあります。これらをどう処理するかということについては、大臣とされて非常に頭を悩まさされると思います。私はこれを大まかに申しますると、人的の被害と物的の被害とにわけたいのであります。そして人的の被害に重点を置いて逐次国家補償を行つて行くべきであるといふのが私の信念として持つておる点でございます。そういう点も十分に御勘案の上、先ほども御答弁の中に、将来の問題として十分考へるということをございます。そういう点も十分に御勘案の上、先ほども御答弁の中に、将来の問題として十分考へるということを思つのであります。

私が大臣にお尋ねいたしたいと思う点は、先ほども他の同僚諸君がお話になつた点でもございまするが、こういうことでござります。病氣でなくなつた人が多数おられます。そのうちで重大な過失によつて病氣になつた人は、これはもちろん除かなければなりません。しかしながら病氣の種類によつてこれをおわけして、ある病氣でなくなつた人には、これは公務死であるし、援護法の適用を受ける、さらに今回は恩給法の適用を受けることなるのであります。かかるに不幸にして公務死と認定せられない他の病氣でなくなつた遺族の方々、こういふような方々は今のところ恩典に浴しておらぬでございます。これらの現在援護法の適用を受けておらない人も、あの戦争の中、あるいは戦後において軍から戦死公報を受けております。またさらに靖国神社にも祭られておるのであります。私はここですなわち公務死の範囲を抜けられるだけ抜けていただきたいとこうことを申し上げたいのであります。そうしてそれを抜げることによつて、それの人々を恩給法の対象とすると同時に、それまでに至らなくとも、その努力の過程におかれましてはその援護法の対象として、これらの方々に対してもある程度の国家補償の道を開いていただきたいというのが私の意見でござります。この点につきましては一昨日厚生当局に御質問をいたしましたときも相當色のよい返事があつたのでござりますが、大臣におかれましてはどういうふうにお考えになるか重ねて承りたいと思ひます。

どうぞまとして、私のいわゆる心情としては、こういうものはいたしたいとうことでむしろ一ぱんであります。ただ従来は法律の建前として公務傷害ということになつておる。この公務といふ点の解釈がいろいろ問題があります。いわゆる非公務に対しても同じく國家の援護の手をさしのべたらどうかというお話をありますが、非公務といふのも、内容としては公務と同じよくな、あるいはそれ以上の場合もあるのでありますから、この点はおそらく私の方の当局から御返答申し上げたと申しますが、今後十分検討いたしてみたい、かよろに考えます。

○山縣國務大臣　この点は、前に私の方の次長から御答弁申し上げた通りであります。確定判決前あるいは判後、これらのことによつて現在の権法の対象になるかならぬかといふことに対する先ほど來るいろいろな問題と同じように、國家としてできるだけの考慮を払つたらどうかといふ尋ね方もありますから、今後その点に対しましては先般次長から申し上げました通りなおよく検討いたして善処いたしました。

○青柳委員　私は本日はいわゆる援護法の対象についての大きい問題を取り上げて大臣にお尋ねしたのであります。他にも承りたい点が多くありますので、他の点は他日に留保いたします。

○小島委員長　萩元たけ子君。

○萩元委員　私は、まず生活保護費の適用範囲が、昭和二十八年度一般会計歳出予算要求額によつて従来よりも広げられるのかどうか、もし広げられるといひたしますならば、どの程度であるか、さらにもとてこの範囲を拡大する御意思はおありますかどうかという占について、厚生大臣に御質問申し上げたいと存じます。

○山縣國務大臣　生活保護に対しましては、政府といいたしましてもその後の物価の推移あるいはまた社会的のいろいろな条件を勘案いたしまして、できるだけこの基準の引上げもいたして、困窮者の声にこたえたいと思つてやつたといいます。

ておられます。今年度の予算におきまつら申し上げます。どりあえず基本的な考え方について申し上げますと、住宅補助七百三十円を千百円に、その他葬祭補助、教育扶助も上げまして大体九千三百円内外ということになります。われ／＼が考えておりますのは、たとえば昭和二十三年の八月に第八次の改定をいたしましたが、その際にいわゆる生活保護法を算定いたすとかのような生活保護法の基礎になります。かくの一つの大きな考え方の基礎になりましたのが、いわゆるエンゲル係数であります。昭和二十三年八月の第八の改訂をいたした際には、たしか八一〇くらいになつておつたと思うのですが、それを本年の予算案で御審議をして、昭和二十三年八月の第八の改訂をいたした際には、たしか八一〇くらいになつておつたと思うのですが、それを本年の予算案で御審議をして、昭和二十三年八月の第八の改訂をいたしました。それから八年経つて、この生活保護の万全を期したい、かくのうに考へておる次第であります。

る國民は、全國で一千七十万と計上さ
れておるそりであります。これに対
しまして實際に保護を受けておる國民
はわずか二百五十万人にすぎないとい
うよろしくな状態でござります。これはほ
ぼしば政府当局が國民生活の向上であ
るとか、民生の安定であるとかいうよ
うなことを國民の前に申し立てております
が、この状態が依然として放置さ
れておるといふ現状を見ると、はた
して國民生活の向上にどれだけの力が
注がれてゐるか、はなはだ疑問とせざ
るを得ないのでござります。そういう生
活保護法を中心といたします日本の大
生三法は、先進諸國のそれと比べれば
非常にすぐれたものであるといわれて
おります。しかしながらそれは形式の
上においてございまして、内容から
考えますれば、その貧弱さはまた世界
無比といふも過言ではないと申されねば
なりません。この生活保護法の第一条に
は、すべての國民の最低限度の生活を
保障するとあります。が、年々打ち続く
親子心中はおよそ三万を越え、その大
半が生活苦からであるといふ現実の姿
を何と見られるでございましょうか。
卑近な例をとりましても、去る六月二
十三日岩手日報に発表されました母子
五人心中のようすに、農業を經營して
苦しいながらもどうにか生計を立てて
来ましたものの、最近に至つて主人が
神經痛で動けなくなり、十四歳の長女
は脳膜炎をわざらつて白痴同様であ
り、しかも女一人の細腕で主人から子供ま
で六人を養つて行かなければならぬ。そ
ういうこの悲惨な状態に、何らの援

助もなくして、はたして何人がよく耐え得るでございましょうか。この結果遂にこの主婦は子供五人を道連れに自殺したのでございますが、このよくな人に対する忍びない幾多の事例は、ひょり岩手日報のみならず、各新聞の社会面をにぎわしておることは、今さら申し上げるまでもないと存じます。この不華な人たちこそ生活保護法の適用から除外された、すなわち一千七十七万人から二百五万人を除く残りの大多数の人間なのでござります。かかる悪世相の実態をよく御賢察いただきたい。この取残された人々に対して当局はいかなくとも責任感を持つておるでございまして、うか、それをお伺いいたします。

この基準の引上げ等において努力をいたしましたことは先ほど申し上げた通りであります。
なおまたただいま仰せのこれの適用に關しまして、ほんとうに涙をもつておられるだけそういうふうな窮屈者に対すべきだ、いやうやうなお話はまつたく同感であります。その適用に対しましても、できるだけそういうような方々の心情を守らないように、いわゆる人権を尊重して、そしてほんとうに卑屈な考え方で生活保護を受けないようにしたいといふことをかねて末端の機関にもよく申入れております。従つてそれらの指導、訓練あるいは監督、これらに対する今社会福祉主事等、そういう末端にまでわれへの考え方を浸透させて、そしてただいまお話をのように、福島事務所に参つても冷たい一片の言葉で追ひ帰して、そのために一家心中が悲しきつたというようなことがよく新聞に載りますが、さよならのことのないようござひいたしたら、さように考えておるのであります。

でしようけれども、政府としても十分御題旨の点を体して、今後ともその用あるいは基準の引上げ、あるいは計算の計上などということに対しても、最大努力をいたしたいということを考える次第でございます。

○萩元委員　ただいま大臣のお話をりまして、お心持よくわかりましたし、が、なお事例がございまして、ぜひもこれはこの委員会にかけまして大臣の御答弁をいただきたいと思つておるのでござります。実は生活扶助を受けております人で、内職をしておるたゞへん気の毒な未亡人でありまして、これが病気になりまして、病弱な十八才になる子供がござりますので、それが母が病気になりましたために一箇月しかつて袋張りの内職をいたしました。それが四百円ばかりになりましたところが、その内職をして得たお金は生活扶助から差引かれてしまつた。これか何とか救う法律をつくつていただけないものでございましようかと思ひますが、いかがでございましよう。

○山縣田島大臣　内職の収入に対しても、かねていろいろ聞いておりまして、わざか數百円の内職の収入を、其準算定にあたつて控除するといふか、収入に入れるといふことに対しても、いろ／＼話を聞きますると實にごつともな点であります。しかしやはり生活保護という法律の建前から見ますと、一応収支を見るということになります。しかしそれだけではないかも知れないことになりますので、必要経費の控除とか、特別控除とか、そういう面において弾力性を持たして考案を行こう。問題は、それらの弾力性を

第一線の現場の職員が、いかにそういう方々の心情を主に考えてやるかいかんという問題でありますから、それに對しましては、先ほども申し上げた通り、できるだけそういうふうな問題を起さないようによく注意をいたしまして、あたたかい目でもつて、あたたかくい援護を与えますように、さらによく注意をいたします所存であります。

○萩元委員 なお社会福祉主事の活動状況、人員数、待遇がいかなる実情にござりますか、詳細伺いたいと存じます。

○山縣国務大臣 この点は、後ほど局長から御答弁を申し上げます。

○萩元委員 最後に、仕事の責任のみを持たして、恵まれないこれらの人たちに対する仕事をしておる人に、十分なる待遇、身分の保障を与えることとも忘れてはならない大事なことであると存じます。このことは、すなわち貧しい人々の福音に通ずるものであることを強く申し述べまして、私の質問を終りたいと存じます。

○山縣国務大臣 ただいまのお話は、十分体しまして遺憾なきを期したいと思つております。

○小島委員長 埃ワルヨ君

○堤(ツ)委員 ただいま萩元委員から、生活保護法の問題について御質問がございましたので、私もまず生活保護法の問題に關係のあの質問を大臣にいたしたいと存するのでござります。

私たちは、昨年戦傷病者戦没者遺族等援護法をつくりましたときに、現に遺族であつて生活保護法の適用を受けおる者が、これができると差引かれ場合に、やぶへびになつて、むしろ生活保護法にかかるつた方がよか

つた。遺族援護法がなまじつかできなかつた方がよかつたといふ世帯が出来るが、それはどうするかということを、るる各党から質問申し上げたときに、政府におかれましては、法文の上には書けないけれども、何とかして収入とみなさないで、ことに未亡人、母子世帯については勘案してそういう悲劇の起らぬよう善処するから、ひとつ勘弁してくれといふような答弁をなきつた。ところが、この最もはなはだしいのは、私の選出県の滋賀県であると言われておりますが、この遺族援護法という法律がきまりましたらすぐ、福祉事務所から、あなたの住宅には戦傷病者戦没者遺族等援護法で年金が来るんだ、弔慰金が来るようになつたから、二箇月先から、いや今月からは金が来るはずだから、生活保護法を打切るから、その覚悟をしろといふ宣告をいたしまして、滋賀県においては必ずいぶんたくさんの生活保護法をぶんどつてをやつた。私の隣村のこときは、三人の子供をかかえて、肺病で血を吐いておる未亡人の生活保護法をぶんどつてしまつて、金は三月待てども四月待てども来ない。暗いかまどの下にたき物もなくて三人の子供が泣いておるというな状態であった。こういう例は枚挙にいとまがないので、滋賀県下の遺族会長は、私にたくさんこれについての文書を寄せられた。そうして県庁たるや、新聞に発表して、県民の生活保護法の対象であつた者が二千数百世帯救われる。自力更生してまことにけつこうである、こう言つておる。ところが内情を調べてみると、その二千数百世帯は、政府のこの冷たいやり口をうらんでおるのでございまして、何とかし

てこれを看護されたいとこの委員会において私はたび々質問をいたしましたが、たゞれども、何ら御処置がない。むしろそれよりか、社会局の方から、できるだけしほれ／＼といふ指令が行き、そうして末端の福祉事務所や県庁では、これを一つでもしほつたことによつて成績が上るといふような感がうかがわれる。でありますから、遺族にとりましては、半年も一年も待つても年金は来ないわ。保護法は打切られたわ、こんなものはつくつてくれなかつた方が提さん増しだたといふ声が非常に多いのであります。これは単に滋賀県のみにあらずして、生活保護法の要保護の対象者が減つたとしても年金は極力その金をしほれといふことの政府の方針が徹底したからだと思うのでありますが、厚生大臣はそういう実態を御存じであるかどうか。

なお厚生大臣のおられるところで私は局長にお尋ねいたしますが、遺族援護法の年金を受けたことによつて生活保護法を打切られたところの全国の遺族の数をひとつ詳細にここで御報告願いたい。こんなえげつない政府はありませんから、私は遺族を代表して、未亡人母子世帯を代表して、これは徹底的に納得の行くよう聞かしてもらわなければならぬ。これは遺族援護法と生活保護法の関連事項でありますから、納得するまでひとつ御答弁願いたい。

○山縣國務大臣 援護法ができるために、そういう遺族の方、未亡人の方にかえつて非常に逆の効果を来ておるというお話をますが、私はさようには考えません。先ほど来いろ／＼萩元先生からもお話をございましたが、やはり現在の生活保護法の建前は、——これは法律的な解釈やまたそ

の立法の趣旨等は御存じの通りでありますから申し上げませんが、御承知の通り、一応はやはり最後の收支を考えた後において、いわゆる一定の基準に達しない困窮者に対して国家扶助をしてこれを救うということになります。ですから、その収入の性質が、いかにいたしましても、——ほんとうを申しますれば、これも私の心情として申し上げれば、その父あるいはその夫が死んだことによつての弔慰金、年金等をもつて収入として、それでもつて生活保護を打切るということは心情として忍びませんけれども、現在の生活保護法の立法の趣旨また建前から申しますと、その收支、ここにその収入の性質いかんにかかわらず、一応押し切つて出さぬということは、これは法律の建前でありますから、いけなければこれは法律を改正するということに持つて行かなければならぬのであります。そして政府が行政いたしております間におきましては、その運用において、保護の許す範囲内においてできるだけあたたかい心でもつてやるといふ以外にはないと私は思うのであります。でありますから、ただいまの、援護法ができたからかえつてそういうものは非常に迷惑だという仰せは、私はいかがかと考えるのであって、これはむしろ堤先生の失言ではないかと思うのであります。と申しますのは、現在この援護法によつて弔慰金は差上げておりますが、この弔慰金が遅れておるといふことに對しましてはまことに相済みませんので、昨年末以来私はこの弔慰金の支給に対しても全力をあげて參つております。ただ、弔慰金に關しましては

絶対に引いておりませんから、これは遺族の方にとつて決してマイナスになつておるとは思つておりません。ただ、年金に關しましては、その月の収入に一應相なりますので、これを差引きまするが、しかし現実において、たとえば家の修繕で困つておるとか、あるいは寝具がないとかいうような一時扶助に対しましては、政府はできるだけ考えておるのであります。仰せの通り、また萩元先生の御質問にございました通り、社会福祉事務所において、それらの担当官が、いわゆる自分の業績を上げるために不必要な厳重な査定をするということに対しましては、これは私は嚴重にさよくなとのないように申しておるのであります。だから、先ほど來たび／＼申し上げております通り、今後これらに対しても決してさよくなことのないようになつたします。ただ、るる申し上げました通り、運用に対しましてもしもざよくなことがありますれば今後十分注意いたします。

そこで、局長は私にトータルを示さざるを得ないだらうと思ひます、現にあるのだから。もし局長がトータルを示して大臣に率直に真相を報告でできなければ、私が即刻全国の市町村からこの数を集めてトータルをとつてみせよ。実にけしからぬ、冷淡きわまる通達が各府県へ行つてゐる。それを見たなかつたといつて大臣をごまかしておつたら、それは局長の責任です。私は生活保護法の建前は知つておりますし、生活保護法の盲点については、これを改正しなければならぬことは前々から唱えておりますから、幾多の欠陥があるけれども、大臣はそれを考えないと存じます。

○山縣國務大臣 局長から御答弁を申し上げまする前に、誤解のないよう申し上げたいと思ひますが、私は、その運用に際しましては、もしもさようなことがありまするならば、今後十分戒心をいたしてさよろくなことがないようにないたしたいといふことを申し上げてゐるのであつて、私の申し上げておりまするのは、援護法が制定されたことが遺族の方々にとつてマイナスであるということであれば、それはどうではなかろうということを申し上げたのであります。運用いかんについて今は後十分戒心いたしたいと思つておられますから、誤解のないようにお願いいたします。

ころへ来るよりも以上の陳情なり、嘆願なり、あるいは今度の一部改正にあつてのいろいろな希望意見が来ておることと存じます。ほんとうに政府がいろいろのは、われくの目から見れば、遺族の要求の何分の一にも満たないものであつて、もう少し誠意ある御検討がなぜなされなかつたかといふ疑問を持つものでございます。政府当局におかれましては、どれくらいのところまで掘り下げる、この遺族の陳情、請願、並びに希望意見などを御検討になつたかどうか、大臣とひざをまじえての御検討の結果、こういふ結論が出たのでございましようか、そのところを一応御事情をお聞かせ願いたいと思います。

○山縣國務大臣 遺族援護法の改正につきましては、今回軍人軍属について

から、真に遺族を救おうとなされるならば、ここに出されておる一部改正といふものは、われくの目から見れば、遺族の要求の何分の一にも満たないものであつて、もう少し誠意ある御検討がなぜなされなかつたかといふ疑問を持つものでございます。政府当局におかれましては、どれくらいのところまで掘り下げる、この遺族の陳情、請願、並びに希望意見などを御検討になつたかどうか、大臣とひざをまじえての御検討の結果、こういふ結論が出たのでございましようか、そのところを一応御事情をお聞かせ願いたいと思います。

○山縣國務大臣 政府といたしましては、いろいろな各種の陳情等を十分考

慮し、なおまたその他恩給との関係をも考慮して一応案を出したので、今後

国会の審議によつてまたお話をあらう

と思いますが、政府といたしましては、一応いろいろな点を考慮いたし

て、法律案を提出いたした次第であり

ますから、ただいまのところ、ただちにこれを修正いたして再修正案を提出するといふことは、考えておりませ

ますので、それと勘案いたしまし

て、許された範囲で、援護法の適用範

圍あるいは内容の改善をはかつたよう

な次第であります。この点は恩給との関連その他において十分に検討いたし、考慮いたしまして、この案をつくつた次第であります。

○堤(ツ)委員 今日政府のお手元に

は、今回の援護法改正にあつての陳

情等がたくさん出されておるのでありま

して、大臣は多分これにお目をお通

しになられたと思います。これらの陳

情といふものは、相当やはり勘案して

もらわなければならぬものがある。

○堤(ツ)委員 今日政府のお手元に

は、戦犯の釈放ということが非常に大きくなっていますが、その程度にいたしておきます。

○堤(ツ)委員 今日は日本政府の

三國人がござりますが、日本があのむち

やな戦争をやつたころ日本人であつて、

の処置に關して、外務大臣なりまた政

府部内において、閣議等においてお持

て、また國家総動員法などに基いて、軍

人と同じように第一線で活躍した人々

が戦犯のゆえをもつて、今日第三国人

が、日本人でないのに縛られておる。そ

れでこの人たちは、裁判をして放され

けないで、もう少し請願、陳情に即し

たるというような考え方、わが党あたり

は持っております。恩給々々とこじつ

けないで、もう少し請願、陳情に即し

たるというような考え方になつて、第三国

国会と妥協なさるおつもりはないか、

そのところをちよつとお聞きいたし

たる。

○山縣國務大臣 政府といたしましては、いろいろな各種の陳情等を十分考

慮し、なおまたその他恩給との関係を

も考慮して一応案を出したので、今後

国会の審議によつてまたお話をあらう

と思いますが、政府といたしましては、一応いろいろな点を考慮いたし

て、法律案を提出いたした次第であり

ますから、ただいまのところ、ただちにこれを修正いたして再修正案を提出するといふことは、考えておりませ

ますので、それと勘案いたしまし

て、許された範囲で、援護法の適用範

圍あるいは内容の改善をはかつたよう

な次第であります。この点は恩給との

関連その他において十分に検討いたし、考慮いたしまして、この案をつくつた次第であります。

○堤(ツ)委員 今日政府のお手元に

は、戦犯の釈放ということが非常に大きくなっていますが、その程度にいたしておきます。

○堤(ツ)委員 それでは政府のお気持

もわかりましたから、その点は私に異

議はございませんが、その程度にいたし

ておきます。

○堤(ツ)委員 それでは政府のお手元に

は、戦犯の釈放ということが非常に大きくなっていますが、その程度にいたし

ておきます。

○堤(ツ)委員 それでは政府のお手

遺家族の会合に出席をいたしました。その陳情を承ったのでござりますが、留守家族の対象に今服装中の戦犯の留守された方々の遺族が扱われるのには当然であると思います。これも第三国人の方々と同様に私は取扱つていただきたい問題だと思いますので、恐縮でございますが一度伺います。

○山縣国務大臣 平和条約第十一條に書いてあります裁判によつて拘禁されている者に対してのものにあらずして、獄死をされた人々の家族に対するお尋ねが主であると思ひますが、前の方のは、今仰せの通りこの未帰還者留守家族援護法の対象になつております。あとの方の問題は、先ほどの鮮台人に関する援護と同じようなものであります。わたくしとしては、戦犯といえどもその遺家族には罪はないのです。ありますから、留守家族援護という建前から、戦犯なるがゆえに援護方法がうまく行つてないということは、国民の一人として忍びがたいのであります。しかし、鮮台人の問題あるいは戦犯遺家族の方々の問題は、闇議においても私は発言して参つたのであります。しかしながら、この問題を解消しておられん。先ほどの問題と同様に努力いたしたいと思っております。

○堤(ツ)委員 A級戦犯の処刑された遺族の方々が、しばく問題になるのであります。A級について私もただしましたところ、A級を含めてこれを扱つてくれということが不可能ならば、A級はしんぼうするからA級の指揮棒にまつて動いたB,C級をせめて救つてくれ

す。でありますから、政府部内においては、この問題をお出しになって解説を願いたいということをさせることにつけ加えておきたいと思います。

次に、先ほど遺族保護法の問題のことで質問を落しましたので一応お尋ねいたしますが、もられた弔慰金の公債の換金問題であります。生活保護法の対象になつてゐる人々をまず換金の対象にするといふことで予算が組まれてまいりますが、この換金は今日までどのくらい換金なさつて、現在手持金はないのか。私がそういう質問を申し上げますのはなぜかと申しますと、生活保護法にはかからないで、子供が三人、四人家におつて、生活保護法の適用者よりも下の賃金で、辛うじて日雇いの夫としてどぶをさらしながらない仕事にありつきながら戦争未亡人が勤むてゐる場合がござります。その場合に、生活保護法の対象者よりも働きながらなお低い最低の生活をするところの日雇い戦争未亡人に對して、当然公債の換金がなされなければならぬと思ひますが、各地方においてこれを申込みますと、生活保護法の適用者が先に申立てて、日雇いにまでは手が及ばないといふて捨て置かれておるといふのが現状であります。従つて残りの金が政府は即刻金を捻出して日雇いの人夫であるなら、日雇い戦争未亡人にこれを適用していただきたいし、もしないなら政府は即刻金を捻出して日雇いの人夫である戦争未亡人世帯にまでは手を伸ばしてもらいたいと思ひますので、この質問をするのであります。もう手持ちます。

○山縣西務大臣 御承知の通り申願いたしましては、事実いろいろ困つておられますから、これに對しては、どういふ方々には決して低利ではありません。今手帳付金等のこととも考えております。ただし許される範囲で、——われくは低利と言つておりますが、そういう意味で、考慮しておりますが、やはり問題は早く換金することであらうと思います。御承知の昭和二十七年度は二十億といふことで進んで参りました。今手帳元に幾ら残つておるかは、その数字がありませんから、それは適当の機会に局長から申し上げます。できるだけ早く換金するように申しておりますから、大体二十七年度の二十億は換金しておるのではないかと思ひますが、確定的な数字はいずれ御報告申し上げます。それから昭和二十八年度においては三十億といふことを申しておるのであります。が、これはまだ予算化されておりませんから、今後の問題ですが、しかしこれは急ぐ問題でもありますし、なおよく大蔵省とも折衝して、仰せの通りにできるだけ換金を急いでおります。

つておるからどうするといふ、數字的なことを大臣に承うとは思ひませんが、三万六千円の相場が生れておると、いふことをひとつはつきり御認識になつて、二十八年度は御処置願いたいと存じます。

それからもう一つお尋ねいたしたいのは、優生保護法の問題でござりますが、政府は人口問題は真剣な問題である。小さな土地の中に入千五百万がある。どんく産み放しではいけないといふので、経済政策の一環としても、近ごろ人口問題は真剣に考えられておりますが、この優生保護法も人口問題の中の一環になるわけであります。が、この優生保護法にのつとつて審議会をおつくりになり、それから人口問題調査研究所といふものが厚生省の中にあります。が、この審議会並びに研究所の費用について、眞に優生保護法に沿つた指導をし、その目的を完遂し、人口問題を解決し、母体を保護するためには、どのくらいの予算が見込んであります。この予算がどういうふうに使われておるかということを大臣は御存じでございましょうか。今非常に大きな問題が目の前にぶら下つて来ておりますので、私は数字については御多忙でありますから、御存しなかつたならばあえてお尋ねはしませんけれども、私の閑知する限りでは、経常費にも、審議会のメンバーについて電車賃がねえある程度のものしか組んでいない。人口問題研究所などについても、これも予算が非常に少くて、名前ばかりの審議会、名前ばかりの研究所で、優生保護につきましては何らすとこなく産み放し、農村にはベツサリー一つ徹

底した指導ができないといふ現状でござりますが、この人口問題に關係するところの優生保護法の実施にあたつて、審議会並びに人口問題調査研究所について、まず大臣のお考えがございましたならば一応お聞かせ願つておきたい。

○山縣國務大臣 受胎調節に関する人口問題審議会、あるいは人口問題調査研究所で、どれだけ予算を使つてやつておるかということではあります、受胎調節に關しては、人口問題審議会には、今回約八十万円、これはごくわずかであります、が一応これだけの予算を配付いたしております。研究所等においては人口問題を研究いたしておりますが、今仰せの受胎調節に対しまして、研究所と審議会の予算を使おうとすることは、これは一応間接の問題であつて、一応今回の予算案において受胎調節に關しては、二十七年に優生保護法の一部改正をいたしまして、いわゆる受胎調節に關する優生保護相談所を設ける、あるいは受胎調節の指導員を置く、そういうことで、三千九百万円のものを計上しております。優生保護相談所は七百二十箇所の保健所に附置するということでやつております。さて、人口問題研究所あるいは人口問題審議会の予算をもつて、たちまちに受胎調節をやつておると考えることは間違ひでありますならば、政府もそれに対し努力いたしたいと思います。

講習を受けて、農村などに行つて、まことに指導をしておいでになるのであります。ですが、これの指導をなさる基本にあります。データというようなものが、研究の費用がないためにできておらなくて、甚だ費用についてどのくらいあるならばります。従つて私はこの研究所、審議会として、真に受胎調節の目的を達するように末端まで手が届くかということを御研究願いたいと思います。

その次に、母子福祉問題でござりますが、母子福祉資金の貸付は、はなはだ残念ながら解散のために予算が流れまして、暫定予算になり、今日までにはこの臨時的な御処置がなされているところを伺いたいと思います。

○山縣國務大臣　その前に最初にお尋ねではなかつたと思ひますが、申し上げたいと思うのは、受胎調節に関して現地の指導がなかなか思うように行かぬ、たとえば指導を受けようと思つてもなかなかできないというお話をありました。が、御参考までに申し上げますと、昨年の七月から本年四月までに約二万三千五百人講習を受けておりますて、そのうち七千五百人が指導員としての指定を受けておりますけれども、今後とも努力いたしたいと思ひます。

第二の点の母子福祉については、大体四、五、六、七、これを含めて二億四千九百万円、約一億五千万円暫定予算に貸付資金に必要な予算を計上いたしております、これは御承知の

通りであります。なお本年度予算におきましては、予算総額は七億七千四百万円で、実際の貸付は六億九千万円か何かであります。が、そのうちこれはできるだけ早く各府県で実施をしてもらいたいと思います。十六県は現にこれの割当て等をいたして三千五百五十分円、あとの中三県が今数日中にきまると思うのですが、これが二千七百六十万円、合計六千三百十万千瓦といふものが二十八県に対しては決定をいたして指令を出しておきます。今後とも努力いたしまして、できるだけ早く予算が成立することになります。予算で二億五千万円といつておりますから、これがができるだけ早く府県を通じて母子家庭に渡りますよう府県を鼓舞いたして、今後とも善処いたしたいと考えております。

よくな始末でござります。これはやはり法の建前をかえて、母子福資金等の貸付をするのならば、全額国庫でやらなければならぬということ、また同時に十五人に一人しかその対象にならないということは——できたらばつこうがけれども、あつてみれば蜃氣楼のごとく消えてなくなる法律といふような感じがいたしまして、まことに私たち申訳なく思つてゐるのであります。が、私たちがいかほど組みかえ案の中に要求いたしましても、母子福資対策費というものは現内閣としてどういふべきなはだ殘念であります。所管大臣としてほひつこが十五分の一ないし十二分の一であるという現状にかんがみて、二十九年度のこときは、何とかこれを全額国庫負担にまたは予算増額の点について、具体的にどういふふうにしよう。何か手をお考えにならば、まことに困つたことでもあるし、しかも時々刻々子供が大きくなつて行きますし、人間は生き物ですから、職にありつかなければ食つて行けないのですから、未亡人、母子世帯のために早く手を打たれることを望むのであります。が、何か賢明なる策をお持ちになつておいででしようか、その点お尋ねいたします。

においてやつておりますところももちろんあります。またこの法律が出ると同時に、いろいろな点において府県が率先して、自分の負担をやつている向きも相当あります。が、府県によってはいろいろな点において府県が率先して、自分の負担をやつていることほどうであります。が、府県は今回七億円ほどであります。が、そうすれば十五億円ほどの規模でもつてやれることになるから、府県も努力して、両々相まってやることがいいと思つております。

ので、今後極力努力いたしたいと思つております。
○堤(ツ)委員 これで終りますが、且
後に私は重要な問題でございまするの
で、大臣の現在の御所感を承つておき
たいのであります。この間から保険の
法案をたくさん審議いたして来ました
が、どの政党からも、前国会を通し、
今国会を通じて、現行保険制度といふ
ものに対する批判がはなはだしいので
ござります。国民健康保険がありま
けれども、これはまだ実施していない
ものに対する批判がはなはだしいので
ござります。国民健康保険があります
けれども、これはまだ実施していない
ものに対する批判がはなはだしいので
ござります。国民健康保険があります
うに健康保険がある。しかし、これも
組織労働者のみでございます。それから海上の
官公吏は共済組合、それから海上の
人は船員保険、それから今度日雇労働
者、このように一部の人を対象にして
てんぐばらーの保険制度ができます
して、何かばんそうこうの縫ぎはぎみた
いなしかもとの保険制度の恩典にも浴
せざる國民が、三千数百万もまた残る
のであります。国民健康保険も赤字で
あるならば、健康保険についても国庫
の補助をやかましく言われ、いろ／＼
な点を勘案しますときには、現在の日本
の保険制度くらい私はばかな制度はな
いと思うのであります。一部の者を対
象として、その場限りのものを少しす
つ立てて參りましたから、非常に厚
薄があつて不完全なものであります。
社会保障制度といふものは、この吉田
内閣の手では実現しませんけれども、
やはり社会保障制度の根幹となるべき
ものは、生の体が一旦病に倒れたとき
に、國家の保障が一番國民には大事な
のであります。私はてんぐばらば
の保険制度をこの祭享上首は含めて

しまつて、八千五百万の全国民を対象にして、国民健康保険一本にして、これを義務制にし、そして国庫が負担するところまで打出されなければいけないと思うのであります。ここまで画期的な手を打とうとお考えになるような御意思が大臣の手元にあるかどうか、その点をひとつ承りたいと思います。

○山縣國務大臣 社会保険の統合に関しては、従来委員会あるいは本会議等においてもいろいろ御質問もありまして、お答えいたして参りましたが、現にたとえば医療社会保険の面においてもいろいろあります。あるいはその他の社会保険の面においてもいろいろあります。なおまた現場の窓口等も重複をいたしており、また被保険者から見ましても、いろいろ社会保険が競合いたしております。そこにもまだあり、またいろいろな点において問題がありますことは、よく承知いたしておりますので、社会保険の統合に対しましては、從来もそうでありまするし、今後もよくこれを検討いたして、最も負担を少くして、しかも効果の多い社会保険の樹立に対しては努力いたすつもりであります。今ただちに国民健康保険をもつて社会保険の、いわゆる唯一の保険制度として強制制度をつくということに対しましては、いろいろな問題がありますから、どう簡単に参らぬのでありますから、その考え方を持つておられるかどうか、イエス、ノーを言えといふお尋ねでありましたら、今ただちにさような考え方を持つております。今後社会保険の統合についてはよく検討いたしまして、最もよき形、また被保険者等に負担の少い形において善処したいということのみをお答え

いたしたいと思うのであります。
○小島委員長 残余の質疑は次会に譲り、本日はこれにて散会いたします。
明日は午前十時より開会いたします。
午後一時十七分散会

厚生委員会議録第十一号中正誤

三 二 一 行頭 二字下 べきの誤り	正誤	誤	誤	行段頁
四 三 二 一 行頭 二字下 べきの誤り	誤	誤	誤	事務所
五 四 三 二 一 行頭 二字下 べきの誤り	誤	誤	誤	福利
六 五 四 三 二 一 行頭 二字下 べきの誤り	誤	誤	誤	その場所
七 六 五 四 三 二 一 行頭 二字下 べきの誤り	誤	誤	誤	福祉